医療法人系グループ：株式会社ＯｎｅＬｉｆｅ、医療法人紀隆会、医療法人京都紀隆会、医療法人社団昌徳会、医療法人社団アブラハムクラブ、社会福祉法人誠和会たけべ及び株式会社サポート
クリエイトコンサルティング：税理士法人クリエイトコンサルティング
ファーマライズホールディングス：ファーマライズホールディングス株式会社
本スポンサー：ファーマライズホールディングス株式会社及びｎｅｘｔ　ＰＨ株式会社
本事業譲渡：管財人とファーマライズホールディングスとの間の2024年９月24日付事業譲渡契約に基づく事業譲渡
更生債権等：更生会社に係る更生担保権及び更生債権
換価対象資産：更生会社が所有又は保有する資産のうち、本スポンサーに対する承継の対象に含まれておらず、換価処分の対象となる資産
本吸収合併：第８章第１節の定めに従い行う、①寛一商店を吸収合併存続会社、アサヒ調剤薬局、ハヤシデラ、ソフトリー、共生商会、ハーベリィ科学研究所、ライフプランニング、新潟医薬及びさくら調剤薬局を吸収合併消滅会社とする吸収合併、並びに、②寛一商店を吸収合併存続会社、メディカルアソシエイツを吸収合併消滅会社とする吸収合併。ただし、これらの吸収合併の全部又は一部の吸収合併の総称として使用することもある。
調査対象期間：2019年頃から2024年８月末までの期間
本事業：なぎさ薬局グループによる調剤薬局事業
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法等
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　預金質権に係る更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち預金債権質権に係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表８－１乃至８－９「更生担保権（預金質権）弁済計画表」記載のとおりである。
寛一商店
債権者数：６名
総債権額：25,318,920円
アサヒ調剤薬局
債権者数：５名
総債権額：49,054,896円
ハヤシデラ
債権者数：６名
総債権額：19,168,260円
ソフトリー
債権者数：３名
総債権額：11,751,100円
共生商会
債権者数：７名
総債権額：22,642,143円
ハーベリィ科学研究所
債権者数：10名
総債権額：45,913,027円
ライフプランニング
債権者数：４名
総債権額：11,194,648円
新潟医薬
債権者数：５名
総債権額：11,924,788円及び額未定
さくら調剤薬局
債権者数：６名
総債権額：9,206,515円
２　権利の変更及び弁済方法
別表８－８「更生担保権（預金質権）弁済計画表」において、確定更生担保権額のうち、更生手続開始後の利息及び遅延損害金部分の金額が未定となっているものについては、本更生計画認可決定日までに発生した額で確定する。
管財人は、前記１記載の確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
第２　動産売買先取特権に基づく物上代位に係る更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、ハーベリィ科学研究所における動産売買先取特権に基づく物上代位に係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表９「更生担保権（動産売買先取特権）弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：330,000円
２　権利の変更及び弁済方法
管財人は、確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。
第３　リースに係る更生担保権
１　確定更生担保権
確定した更生担保権のうち、リースに係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表10―１及び10―２「更生担保権（リース）弁済計画表」記載のとおりである。
ハーベリィ科学研究所
債権者数：１名
総債権額：212,860円
ライフプランニング
債権者数：１名
総債権額：1,311,450円
２　更生計画認可決定前の処分
上記１の更生担保権について、管財人は、更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、当該更生担保権を被担保債権とする担保権を抹消した上で当該更生担保権に係るリース物件を売却し、その売却代金から売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金債権質権を設定することができる。
管財人は、本更生計画認可決定日までに上記に従って売却が完了した更生担保権については、確定更生担保権額全額を、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該質権に係る預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。
３　権利の変更及び弁済方法
⑴　ハーベリィ科学研究所
①　リース物件の返還
管財人は、本更生計画認可決定日後速やかに、前記１記載の確定更生担保権を被担保債権とする担保権の目的物に係るリース物件（以下「本件リース物件」という。）を、本件リース物件に係るリース会社（以下「本件リース会社」という。）に返還する。
②　更生担保権者による通知
更生担保権者は、本件リース会社との間で本件リース物件に関する精算が完了した場合、精算完了後速やかに、書面により、管財人に対し、両社の精算が完了した旨及び精算額を通知する。
③　弁済
管財人は、前記１記載の確定更生担保権額全額を、上記②に定める通知を受領した日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。ただし、更生担保権者が本件リース会社から本件リース物件に関する精算額を受領する場合、当該精算額の受領を確定更生担保権に対する弁済とみなし、管財人による弁済は、確定更生担保権から当該精算額を控除した金額とする。
⑵　ライフプランニング
管財人は、前記１記載の確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。